

ごみは適正に処分しましょう

廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください！



市の許可を受けていない回収業者が、ご家庭のごみを収集することは認められていません。



産業廃棄物と一般廃棄物

産業廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物の2つに分類することができます。

産業廃棄物とは主に事業活動に伴って生じた廃棄物のことを言い、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物としています。

一般廃棄物は事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物に分類され、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物は一般廃棄物として発生した市町村内での処理が原則とされています。

引っ越しや大掃除などで一時的に多量に出るごみの処分について

多量のごみを、ご自身で搬出できる方については、新宮地区にお住まいの方は、にしはりまクリーンセンターに、それ以外の地区にお住まいの方は掛籠クリーンセンターに搬入していただきますが、ご自身で搬出することが困難な方は、市の許可を受けた回収業者を利用してください。

6月は環境月間

みんなでつなごう 美しい自然



環境基本法に定められた6月5日の「環境の日」を中心とする6月は環境月間です。水と緑の美しい自然と、伝統ある文化を将来につなげるために、まず、自分の身近なところからできる環境保全活動を考えてみませんか。
▶環境課 (☎64・3150)

特定外来生物にご注意を

外来生物の中でその競争能力、繁殖能力の高さや捕食性の強さによって、生態系、人の生命、農林水産業へ被害を及ぼすおそれのあるものが特定外来生物として指定されています。現在指定されている特定外来生物は、動植物を合わせて156種類です。



市内で確認された特定外来生物の例 (写真:環境省提供)

特定外来生物は飼育、栽培、販売、保管、運搬、野外に放つことが法律により禁止されています。

これに違反すると、個人の場合、最高で懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、法人の場合、最高で1億円以下の罰金が科されるのでご注意ください。

「アメリカザリガニ」と「アカミミガメ」が条件付特定外来生物に指定

現在、一般家庭でペットとして飼育されている「アメリカザリガニ」と「アカミミガメ」が令和5年6月1日以降条件付特定外来生物に指定されました。引き続き飼育することはできますが、野外に放したり、逃がしたりせず、最期まで適切に飼育してください。

サクラを食い荒らす特定外来種「クビアカツヤカミキリヤカミキリ」が増殖

クビアカツヤカミキリ(※1)は、人体には害がないものの繁殖力が非常に強く、サクラ・ウメ・モモ等のバラ科の木幹や枝に産卵し、幼虫が樹木の内部を食い荒らすため、樹木が枯死し、農業被害や倒木等の被害の発生が懸念されます。

たつの市の「市花」「市木」である「サクラ」「ウメ」を守るためにも、クビアカツヤカミキリやフランス(※2)を見かけた場合はご連絡ください。

【連絡先】
兵庫県自然鳥獣共生課
(☎078・362・3389)
たつの市環境課
(☎64・3150)

※1クビアカツヤカミキリとは
体長2.5cm〜4cm。体全体が光沢のある黒色で赤い胸部(首)が特徴です。成虫は5月末から8月頃活発に活動します。



※2フランスとは

フランスとは、クビアカツヤカミキリの幼虫が樹木内部を食害する際(3〜9月頃)に樹木外へ大量に排出する木くずと糞の混ざったものをいいます。



写真提供:兵庫県

市の許可を受けた業者を利用しましょう

たつの市では、35の回収業者が市の許可を受けて一般廃棄物の収集運搬をしています。ごみの回収を依頼するときは、市の許可を受けた回収業者を利用してください。

無許可の業者に引き渡したことにより、不法投棄や不適正処理、不適正管理による火災や高額請求トラブルなどの事例が報告されています。



市の許可を受けた回収業者の一覧はこちらから



剪定枝の処分について



ご自身で庭木の剪定をされる場合、少量であれば指定のごみ袋に入る大きさに切断し、普通ごみ(可燃ごみ)として指定された日にごみス

ごみの分別にご協力をお願いします

テリションに出すことができますが、多量になる場合は、直接お住まいの区域のクリーンセンターに搬入していただくか、前記の業者に回収を依頼してください。

使用済み小型家電について

市役所および各総合支所に「使用済み小型家電の回収ボックス」を設置し、ノートパソコンやスマホ等携帯電話、ゲーム機等の回収を実施しています。



詳しくは、市ホームページをご覧ください。



使用済み充電式電池について

市役所および各総合支所に「使用済み小型充電式電池の回収ボックス」を設置し、リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等使用済み充電式電池の回収を実施しています。

収集しないごみについて

自動車・バイク本体および部品、家電リサイクル法対象家電(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機)、パソコン等は収集しません。これらは適正なりサイクルを行う必要があるため、無許可の業者を利用せず、市の許可業者、またはお買い求め先の販売店等にご相談ください。



詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▼環境課 (☎64・3150)

